

資料 1 2 2 - 3

電気通信番号計画の一部変更について

(諮問第3151号)

<目次>

1 諮問書	1
2 電話番号・電話転送サービスの提供ルールに係る電気通信番号計画の一部変更について		
概要	2
新旧対照表	16

(公印・契印省略)

諮問第3151号
令和4年5月27日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 川濱 昇 殿

総務大臣 金子 恭之

諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第50条第2項の規定に基づき、電気通信番号の使用に関する条件等を定めるため、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）の一部を変更することとしたい。

については、法第169条第2号の規定に基づき、上記のことについて諮問する。

電話番号・電話転送サービスの提供ルールに係る 電気通信番号計画の一部変更について

令和4年5月27日

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部
電気通信技術システム課 番号企画室

電話番号・電話転送サービスの提供ルールに関する改正概要

- 令和3年12月8日付け情報通信審議会答申「デジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気通信番号制度の在り方」等を踏まえ、電話番号・電話転送サービスの提供ルールを制度化するため、「電気通信番号計画」及び関連制度について所要の改正を行う。

1. 改正の概要

(1) 電気通信番号計画(令和元年総務省告示第6号)の変更

① 電気通信事業者が利用者設備識別番号(固定電話番号(0AB～J)、特定IP電話番号(050)等)を提供する場合等の遵守事項を制定

✓ 卸電気通信役務であることを特定した契約

- ・卸先事業者が電気通信番号使用計画の認定(みなし認定含む。以下単に「認定」という。)を受けていることを卸元事業者が確認すること
- ・卸契約に関する書面において、卸先事業者が電気通信番号の使用に関する条件(以下単に「条件」という。)を遵守することについて合意すること

✓ 上記以外の契約(提供先の電気通信事業の用に供される場合)

- ・契約約款等において、提供先に対して条件を遵守するよう提供元が求めること
- ・提供先が、特別の事情がない限り、提供を受けた電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供する旨、認定を受けている旨を提供元に申し出ること

② その他

- ✓ 認定を受けている電気通信事業者名等の公表(定期報告の有無を勘案)
- ✓ 電話転送役務(発信転送・着信転送)の定義の見直し
- ✓ 固定電話番号の番号区画に関する個別実態に即した表記の見直し

※ 上記のほか、電話転送役務に係る本人特定事項の確認方法に関し、規定の整備を行う。【諮問対象外】

(2) 関連制度の改正【諮問対象外】

○ 電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)の改正(電気通信番号の使用に関する報告関連)

- ✓ 卸電気通信役務の提供状況として、卸先事業者ごとの認定状況の確認の有無、条件の遵守の合意の有無の報告を求めること

<様式第28の2>

※上記のほか、事業者の負担軽減の観点から、報告事項を見直す<様式第28、様式第28の3、様式第28の4>

2. 施行期日等

令和5年1月1日から施行する^{※1}。ただし、一部の利用者設備識別番号^{※2}については、当分の間、1.(1)①の事項は適用しない。

※1 1. (1)②は、公布の日から施行する。

※2 音声伝送携帯電話番号(070/080/090)、データ伝送携帯電話番号(020C/0200)、IMSI

<イメージ>

総務省

●認定事業者リストの公表(新設)

事業者名	法人番号	登録番号・届出番号	認定を受けている番号種別
A事業者			
B事業者			
...			

報告未提出等は反映しない

●事業者からの報告(報告規則)

○電気通信番号の使用状況(既設)

番号種別	番号使用数	番号未使用数	...
固定電話番号			
音声伝送携帯電話番号			
...			

○卸電気通信役務の提供状況(改正)

卸先事業者	...	認定状況の確認	条件遵守の合意
A事業者			
B事業者			
...			

公表

報告

卸電気通信役務であることを特定した契約の場合

- ・卸先事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けていることを確認
- ・卸先事業者が電気通信番号の使用に関する条件を遵守することに合意

卸元事業者

卸先事業者



卸契約

電気通信番号の管理に必要な連絡体制を構築

契約約款等による契約の場合

利用者が提供を受ける電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供する場合、契約約款等において、電気通信番号の使用に関する条件を遵守するよう要請

提供を受ける電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供すること等を提供元の電気通信事業者に申告

電気通信事業者(提供元)

利用者(提供先)
(電気通信事業者)

(エンドユーザー)



一般の利用者と同じ利用契約

利用者として提供を受けた役務をさらに別の者に対して提供

第1(総則)への追加

- 5 総務省は、第2の5(1)の確認の円滑化を図るため、電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)第8条の報告の状況を踏まえ、電気通信番号使用計画の認定(法第50条の2第3項の規定の適用を受けたものを含む。)の状況を公表することとする。

第2(電気通信番号の使用に関する基本的事項)への追加

- 5 利用者設備識別番号については、次に掲げる電気通信番号の使用に関する条件によるほか、第3に定める事項によること。
- (1) 他の電気通信事業者への利用者設備識別番号を使用する卸電気通信役務の提供に当たっては、当該他の電気通信事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けていることを確認すること。
 - (2) 他の電気通信事業者への利用者設備識別番号を使用する卸電気通信役務の提供に関する契約を締結するに際しては、当該契約に関する書面(電磁的記録を含む。(3)において同じ。)において、当該他の電気通信事業者が当該利用者設備識別番号に係る電気通信番号の使用に関する条件(この5に掲げるものを含む。(3)において同じ。)を遵守することについて合意すること。
 - (3) 利用者設備識別番号を使用する電気通信役務の提供に関する契約(当該契約に関する書面において卸電気通信役務の提供であることを特定するものを除く。)を締結するに際しては、当該契約に関する書面において、当該契約の相手方である利用者に対して、当該利用者が当該電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供する場合における当該利用者設備識別番号に係る電気通信番号の使用に関する条件を遵守するよう求めること。
 - (4) 他の電気通信事業者から利用者設備識別番号を使用する電気通信役務の提供を受けるに際しては、特別の事情がない限り、当該提供を受ける者は、当該他の電気通信事業者に対して、当該電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供すること及び自らが電気通信番号使用計画の認定を受け、又は受けようとしていることを申し出ること。
 - (5) 利用者設備識別番号を使用する卸電気通信役務の提供に関する契約を締結した場合は、当該契約の相手方との間において、卸元事業者の電気通信番号の管理に資するために、必要な連絡体制の構築を図ること。

様式第28の2(第8条関係)

電気通信番号の使用に関する報告
(卸電気通信役務(利用者設備識別番号)の提供状況)

年4月1日から
年3月31日まで

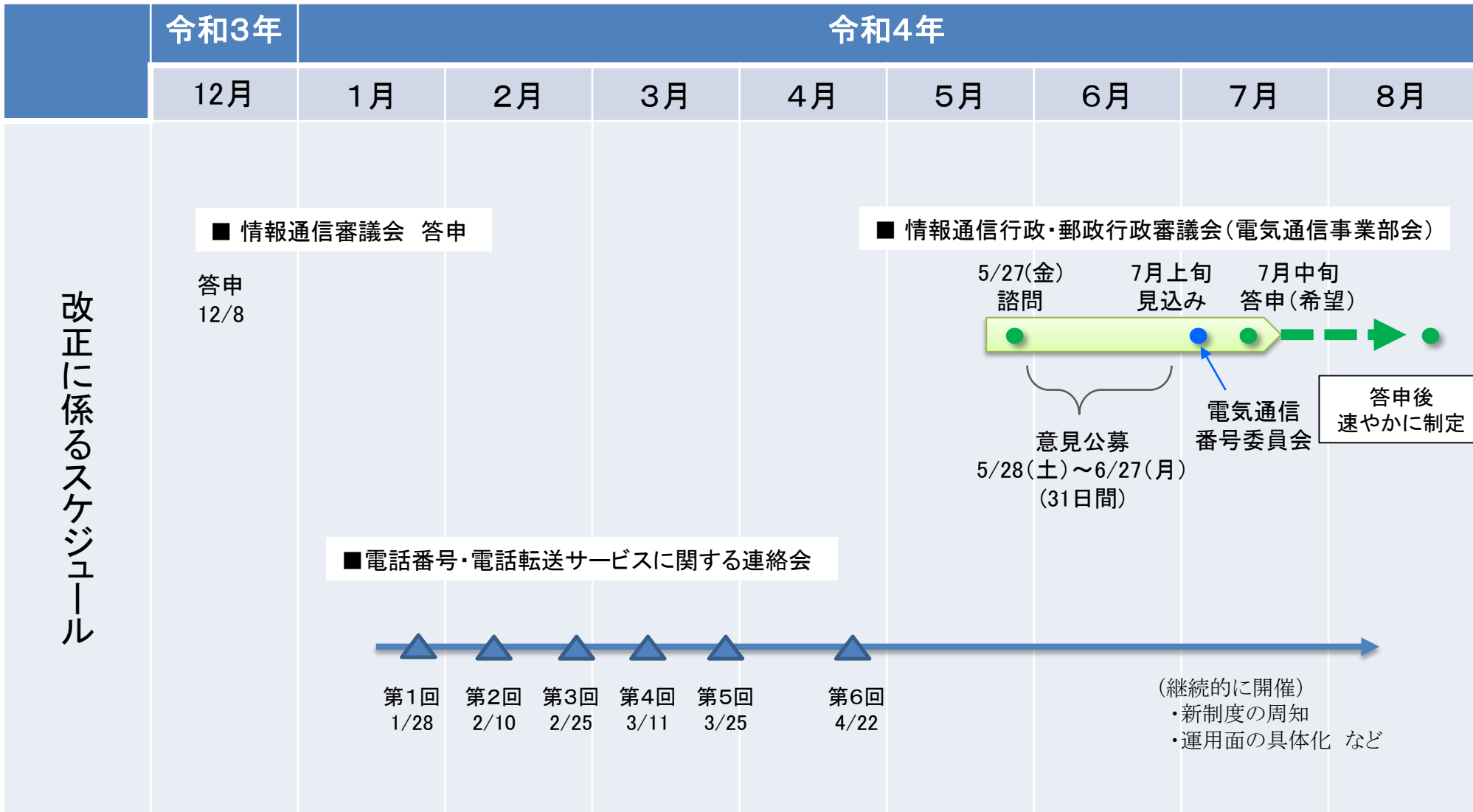
事業者名
法人番号
登録番号又は届出番号

卸先事業者名	法人番号	電話転送役務の提供	卸先事業者の電気通信番号 使用計画の認定状況の確認	電気通信番号の使用に関する 条件の遵守の合意
			卸先事業者への	
			確認等を追加	

認定状況の確認の
円滑化のための
公表事項を注記に追加

- 注 総務省は、この報告を踏まえ、次の事項をホームページにおいて公表する。
- ・電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者(電気通信事業法第50条の2第3項の規定の適用を受けた者を含む。)の氏名又は名称
 - ・当該電気通信事業者の法人番号
 - ・当該電気通信事業者の登録番号又は届出番号
 - ・電気通信番号使用計画の認定を受けた利用者設備識別番号(電気通信番号規則別表第9号に掲げるIMSIを除く。)の種別

改正に係るスケジュール(想定)

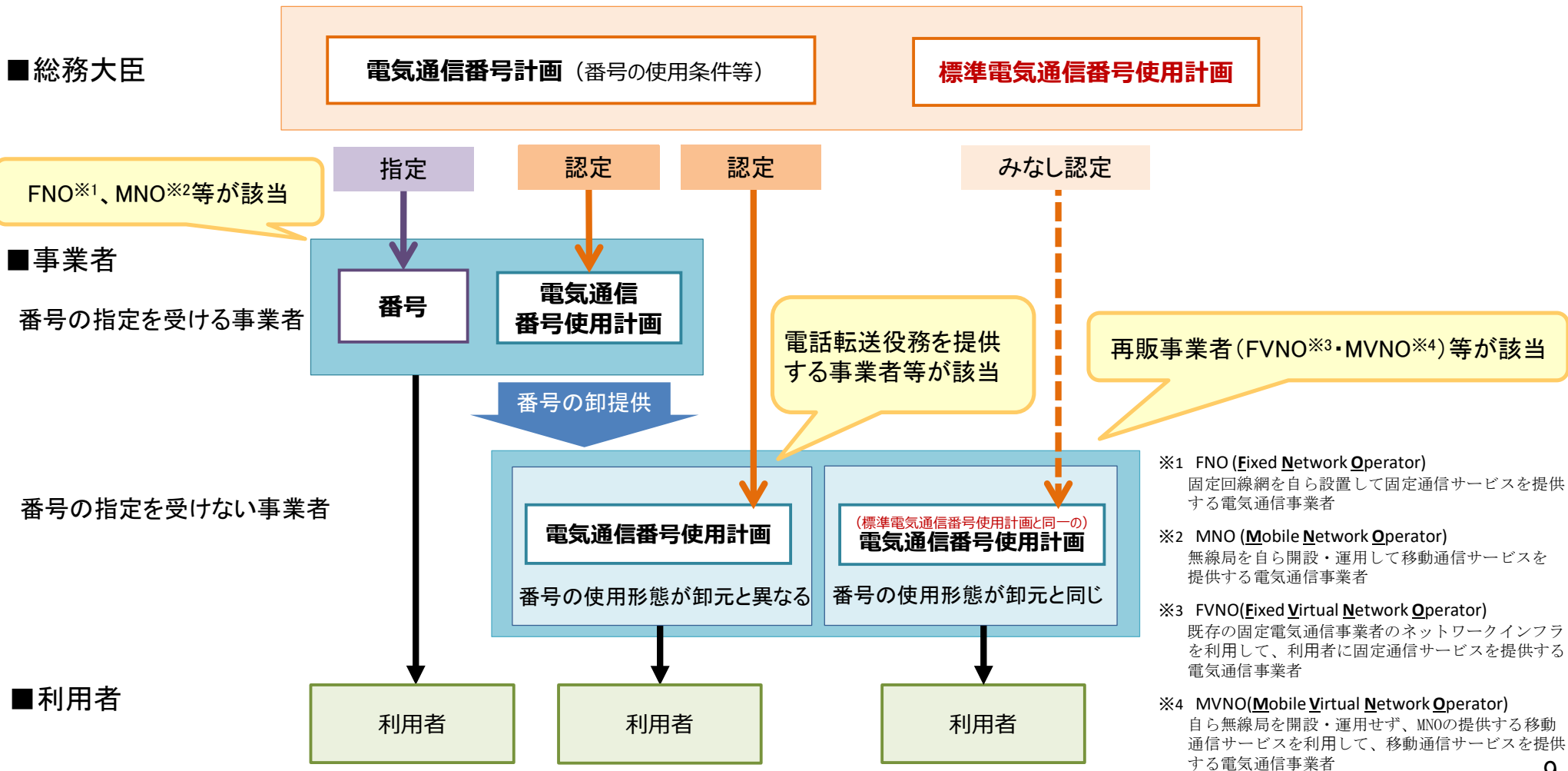


参考資料

電気通信番号制度の概要

令和元年に施行された**新たな電気通信番号制度**により、電気通信番号を使用する**全ての電気通信事業者（自らが番号の指定を受けて使用する者・自らは指定を受けないが番号を使用する者）**は、**電気通信番号使用計画の認定を受ける必要がある。**

総務大臣は、番号の種別、番号の使用条件等を定めた**電気通信番号計画を公示する。**



情報通信審議会における諮問概要及び審議経過等

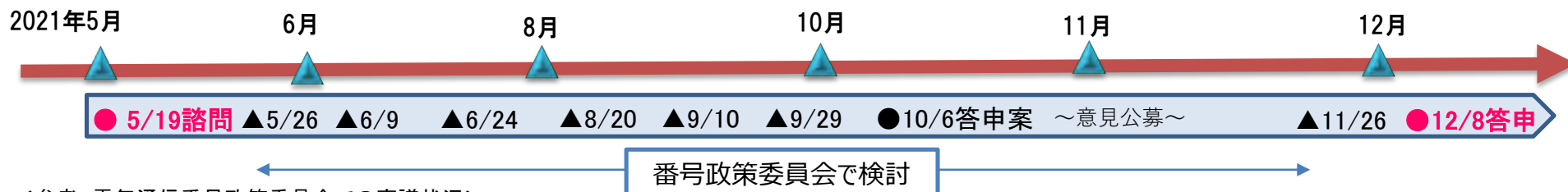
< 諮問名 >

デジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気通信番号制度の在り方

< 検討課題 >

- **音声伝送携帯電話番号 (090/080/070※)の指定の在り方等の検討** ※現在MNOのみに指定
 - ・MVNO等への番号指定の可否の検討
 - ・MVNO等への番号指定の条件の検討
 - ・上記に関連した検討 (MVNO等への番号の指定単位、音声伝送携帯電話番号の060番号への拡大、020番号の指定の条件等)
- **固定電話番号を使用した電話転送役務の在り方の検討 (H30情通審答申のフォローアップ)**
 - ・電話転送サービスを巡る現状と今後の動向の整理
 - ・電話転送サービスの番号使用条件の見直し・明確化等の検討
 - ・不適正な利用実態等を踏まえた今後の電気通信番号制度の在り方

< スケジュール >



< 参考 電気通信番号政策委員会での審議状況 >

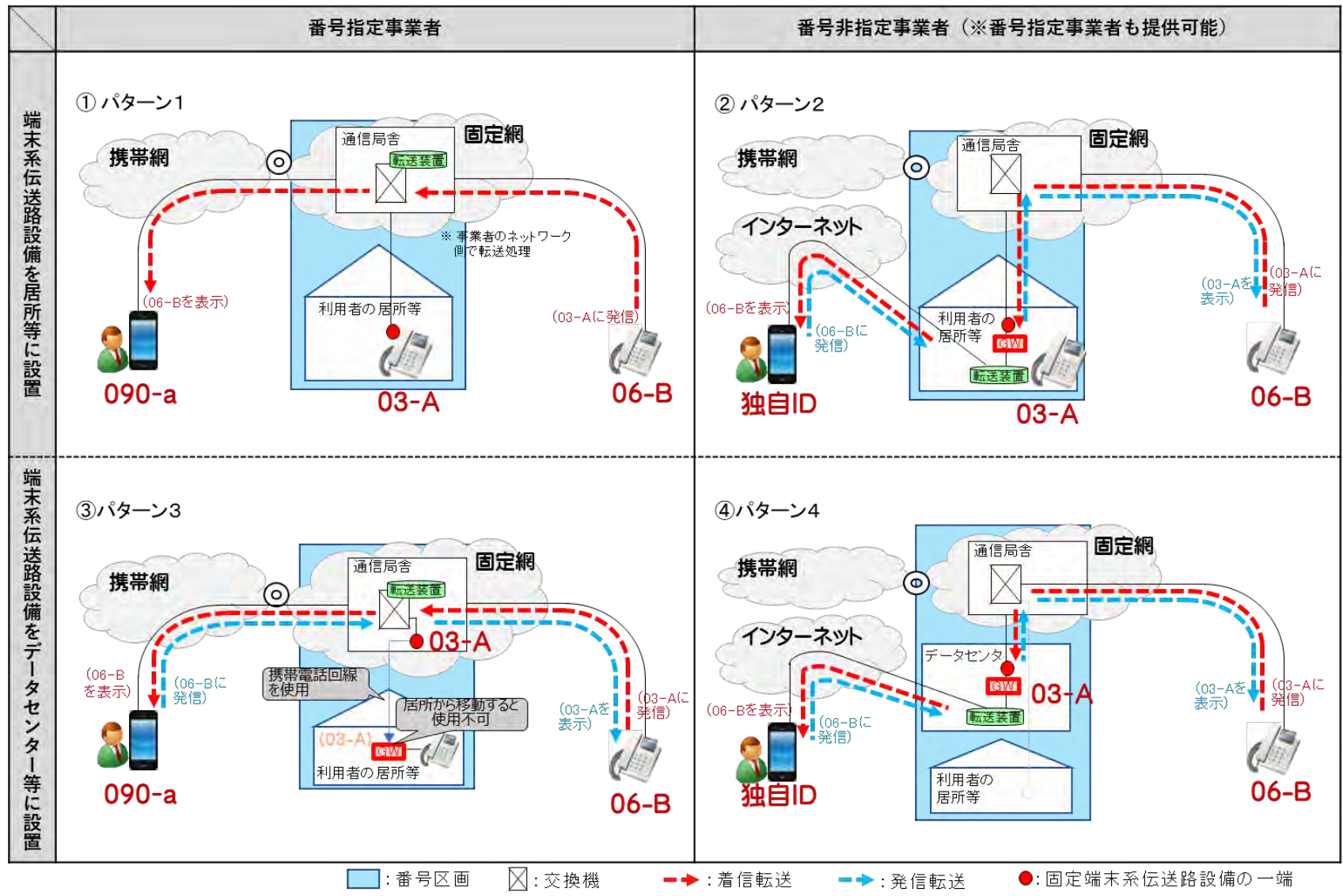
- ・審議開始 5/26
- ・関係者ヒアリング① 6/9 MVNO委員会、日本通信、CATV連盟、HISモバイル、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル、NTT東西
- ・関係者ヒアリング② 6/24 日本ユニファイド通信事業者協会 (JUSA)、KDDI、ソフトバンク、NTTコミュニケーションズ、まほろば工房、三通テレコム、マイクロソフト
- ・論点整理① 8/20 音声伝送携帯電話番号 (090/080/070)の指定の在り方等の検討
- ・論点整理② 9/10 固定電話番号を使用した電話転送役務の在り方の検討
- ・報告書案 9/29
- ・意見公募結果の反映 11/26

固定電話番号を使用した電話転送役務の提供の条件

	電気通信番号の使用に関する条件	代替手段
緊急通報の取扱い	発信転送) 誤認を生じさせる <u>緊急通報を不可能とし、緊急通報の代替措置を講ずる。</u>	—
本人確認及び拠点確認	<ul style="list-style-type: none"> 最終利用者の<u>本人確認を行う。</u> 最終利用者の<u>活動の拠点が番号区画内に存在することの確認を行う。</u> 	発信転送) 発信元の電気通信番号を通知しない。 (※) 着信転送も提供している場合は適用不可
拠点への設備設置確認	<u>固定端末系伝送路設備の一端が番号区画内の最終利用者の活動の拠点に設置*</u> されていることの確認を行う。 (※) DC(データセンター)等への設備設置については、最終利用者が認知している場所(DC等)に固定電話の責任分界点(ポート等)が設定されていて、かつ当該場所において端末設備を接続して転送によらない固定電話サービスを利用できる状態にある場合は本条件を満たすものとして運用	発信転送) 発信元の電気通信番号を通知しない。 (※) 着信転送も提供している場合は適用不可
品質確認	<u>050 IP電話の品質又はこれと同程度の品質を満たしていることの確認を行う。</u>	発信転送・着信転送) 品質確保がない回線に転送される旨を通話の相手方に通知する。 又は 発信転送) 発信元の電気通信番号を通知しない。 (※) 着信転送も提供している場合は適用不可

※そのほか、固定電話番号の全般的な使用条件としては、番号ポータビリティの提供等がある。

電話転送役務の提供形態(典型例)

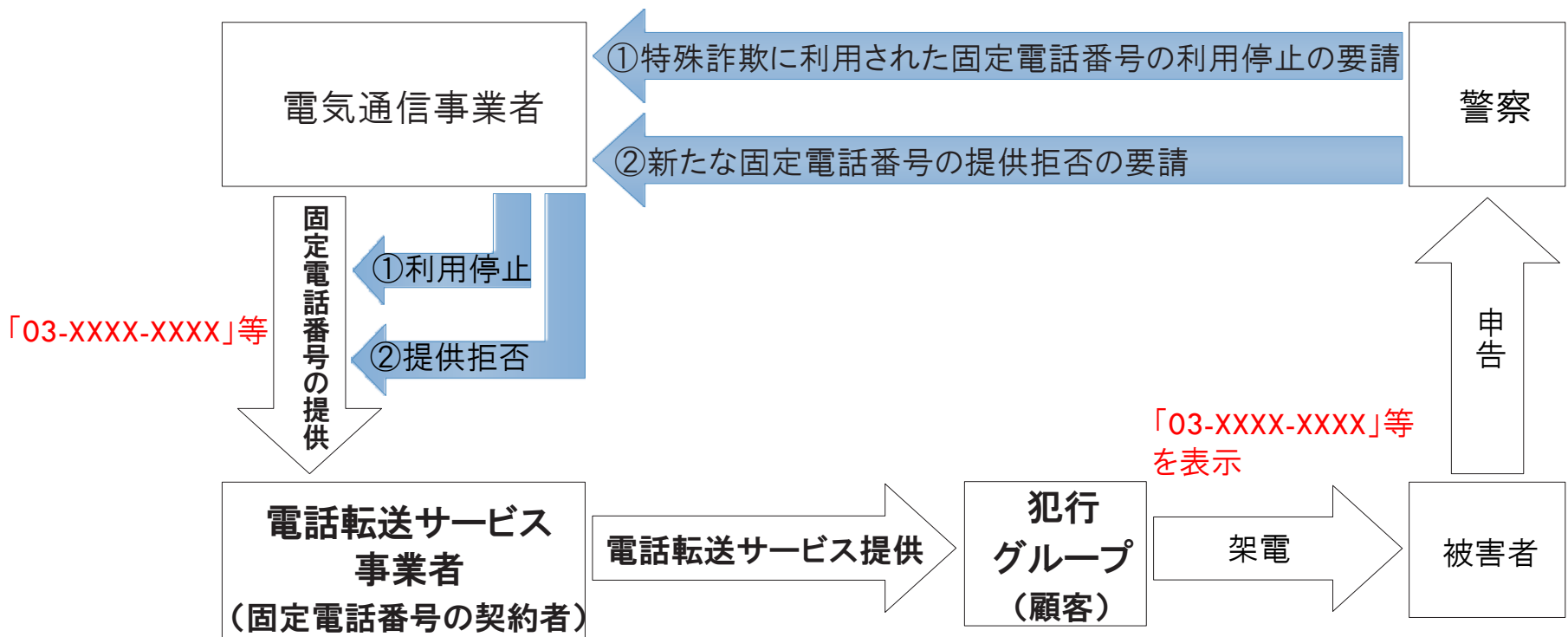


特殊詐欺に利用された固定電話番号等の利用停止措置

令和元年9月27日から、犯罪に利用された**固定電話番号の利用停止措置**を開始。具体的には、
 ✓警察の要請に基づき、固定電話番号を提供する電気通信事業者が**利用停止**にする。
 ✓一定の基準を超えて利用停止要請の対象となった固定電話番号の契約者に対しては、電気通信事業者が連携して、**新たな電話番号の提供を一定期間行わない**。
 令和3年中は、警察の利用停止要請に基づき、**4,122件の利用停止**が実施されている。

※令和3年11月からは050番号も対象に追加

特殊詐欺に利用された固定電話番号の利用停止等の仕組み



(参考)不適正利用を踏まえた今後の制度運用の在り方(情通審答申より抜粋)

①全般

関係者ヒアリングにおいて、固定電話番号を使用した電話転送役務を提供しているにもかかわらず、電気通信番号使用計画の認定を受けていない者が存在し、こうした者に対する検挙・指導を進めるべきとの意見があった。総務省においても、認定を受けていない者への指導等をこれまで行ってきたが、制度運用の安定性・適切性を確保し、利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備していく観点から、こうした者に対する指導等の取組を一層充実させていくことが重要と考えられる。

このような取組を進めていく上で、その実効性を確保するため、日頃から行政、電気通信事業者等が情報共有を行い、問題事例が生じた場合の対応方策をはじめ、諸課題の改善に向けて連携して取組を進めていくことを目的として、関係者による連絡会のような組織を設置することが適当である。

また、電話転送役務に係る電気通信番号制度について、利用者・事業者の双方の理解が深まるよう取り組むことが、不適正利用の防止に資すると考えられ、適切に周知・広報を行っていくことが重要と考えられる。

このため、総務省において、今後も電話転送役務に係る電気通信番号制度の一層の周知・広報に努めるとともに、利用者がより安心して電話転送役務を利用することができるようにするため、電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者名等を公表することなどについて、検討することが適当である。これにより、電気通信事業者間での数次卸等の取引においても、相手方が電気通信番号制度に関して必要な手続きを受けているかを確認することで、一定の信頼性が生まれることになると考えられる。

なお、経過措置については、現状、その適用を受けた電気通信事業者からは期限までに何らかの対応を行うことが示されており、役割を終えることになると認められることから、予定どおり現行制度の施行後3年経過をもって措置期間を終了し、特例的に許容されてきた事項については廃止の方向とすることが適当である。

②卸電気通信役務等の提供におけるルール化

現状、固定電話役務や電話転送役務の卸提供が行われており、関係者ヒアリングにおいても、これに起因する不適正利用の問題点が指摘されている。不適正利用の1つの実態を明らかにしたものとして、「元請け再販事業者が転売した二次、三次の再販事業者から(番号を)入手」との報道もされている。このため、固定電話役務等の卸電気通信役務の提供を行う際に、電気通信事業者間において、不適正利用の防止に資する対応を検討していくことが重要と考えられる。

この点、固定電話役務や電話転送役務に係る卸提供に際し、再販契約書において、卸先事業者に対し、関係法令に基づく必要な対応を遵守することや、更なる再販売する場合に、事前に卸元事業者に承諾を得ること定めている事例がある。悪質な事業者を想定して、その効果を疑問視する意見もあるものの、こうした卸電気通信役務の提供における卸元事業者に求められる事項について、ルール化を検討していくことが適当である。

また、固定電話回線を利用者約款により契約して、当該固定電話回線により電話転送役務を提供したり、再販売したりすることも可能である。この場合であっても、電気通信事業の届出や電気通信番号使用計画の認定の申請等が必要であり、関係法令が遵守されることが重要である。こうした利用者約款により契約が行われる場合(例えば、大量に固定電話回線を契約する場合など一定の場合に限る。)にも、卸提供が行われる場合と同様のルール化を検討していくことが適当である。

1 背景・目的

令和3年12月8日付け情報通信審議会答申「デジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気通信番号制度の在り方」等を踏まえ、電話番号・電話転送サービス等に関する諸課題の改善や業界の健全な発展に向けて、行政、業界団体、電気通信事業者等の関係者が、必要な情報共有を行うとともに、連携して不適正利用の防止に取り組むことを目的とする。

2 名称

本連絡会は、「電話番号・電話転送サービスに関する連絡会」と称する。

3 主な取扱事項

- (1) 電気通信番号使用計画の認定状況の公表を踏まえた適切な事業者間取引の推進
- (2) 不適正利用を助長する電気通信事業者に関する情報共有
- (3) 電話番号・電話転送サービス等の卸契約及び大口利用契約の取引ルール
- (4) 電話転送サービス事業等におけるマネー・ロンダリング対策等
- (5) 安心して利用できるようにするための利用者への周知・広報
- (6) 電話転送サービス等の今後の動向

4 構成及び運営

- (1) 本連絡会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 議事に応じて必要があるときは、関係行政機関、有識者その他の関係者を招請することができる。
- (3) 本連絡会は、電話番号・電話転送サービス等の不適正利用の対策を取り扱うことから原則として非公開とする。ただし、庶務が認める場合については、公開することができる。
- (4) 本連絡会で使用した資料及び議事要旨は、原則として、総務省のウェブサイトにおいて公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合については、非公開とする。
- (5) その他本連絡会の運営に必要な事項は、構成員が協議して定める。

<構成員>

・一般社団法人 日本ユニファイド通信事業者協会(JUSA)
・西日本電信電話株式会社
・KDDI株式会社
・楽天コミュニケーションズ株式会社

・一般社団法人 電気通信事業者協会(TCA)
・株式会社NTTドコモ
・ソフトバンク株式会社
・総務省

・東日本電信電話株式会社
・エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
・楽天モバイル株式会社

○総務省告示第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十条第二項の規定に基づき、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第六号）の一部を次のように変更する。

令和 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、変更後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

変 更 後	変 更 前
<p>第1 総則</p> <p>1 定義</p> <p>(1) この計画において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。</p> <p>[イ 略]</p> <p>ロ 発信転送 利用者の端末設備等に着信した通信（電気通信番号以外の番号、記号その他の符号を着信先とするものを含む。）について、当該端末設備等を識別する利用者設備識別番号に発信元を変更し、又は新たに設定して、当該利用者が指定する端末設備等に自動的に転送すること（利用者の端末設備等に通信を着信させることなく、これと同等の機能を電気通信事業者が設置する通信の制御機能を有する設備その他の電気通信設備により提供することを含む。）。</p> <p>ハ 着信転送 利用者の端末設備等に着信した通信（利用者設備識別番号を着信先とするものに限る。）について、発信先を当該利用者があらかじめ指定した電気通信番号に変更（電気通信番号以外の番号、記号その他の符号を設定することを含む。）し、当該発信先に自動的に転送すること（利用者の端末設備等に通信を着信させることなく、これと同等の機能を電気通信事業者が設置する通信の制御機能を有する設備その他の電気通信設備により提供することを含む。）。</p> <p>[ニ～カ 略]</p> <p>〔2〕 略</p> <p>〔2～4 略〕</p> <p><u>5 総務省は、第2の5(1)の確認の円滑化を図るため、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）第8条の報告の状況を踏まえ、電気通信番号使用計画の認定（法第50条の2第3項の規定の適用を受けたものを含む。）の状況を公表することとする。</u></p> <p>第2 電気通信番号の使用に関する基本的事項</p> <p>電気通信事業者は、電気通信役務の提供に当たり電気通信番号を使用する場合は、次に掲げる事項に従わなければならない。</p> <p>〔1～4 略〕</p> <p><u>5 利用者設備識別番号については、次に掲げる電気通信番号の使用に関する条件によるほか、第3に定める事項によること。</u></p> <p><u>(1) 他の電気通信事業者への利用者設備識別番号を使用する卸電気通信役務の提供に当たっては、当該他の電気通信事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けていることを確認すること。</u></p> <p><u>(2) 他の電気通信事業者への利用者設備識別番号を使用する卸電気通信役務の提供に関する契約を締結するに際しては、当該契約に関する書面（電磁的記録を含む。(3)において同じ。)において、当該他の電気通信事業者が当該利用者設備識別番号に係る電気通信番号の使用に関する条件（この5に掲げるものを含む。(3)において同じ。）を遵守することについて合意</u></p>	<p>第1 [同左]</p> <p>1 [同左]</p> <p>(1) [同左]</p> <p>[イ 同左]</p> <p>ロ 発信転送 利用者の端末設備等に着信した通信（電気通信番号以外の番号、記号その他の符号を着信先とするものを含む。）について、当該端末設備等を識別する利用者設備識別番号に発信元を変更し、又は新たに設定して、当該利用者が指定する端末設備等に自動的に転送すること</p> <p>ハ 着信転送 利用者の端末設備等に着信した通信（利用者設備識別番号を着信先とするものに限る。）について、発信先を当該利用者があらかじめ指定した電気通信番号に変更（電気通信番号以外の番号、記号その他の符号を設定することを含む。）し、当該発信先に自動的に転送すること</p> <p>[ニ～カ 同左]</p> <p>〔2〕 同左</p> <p>〔2～4 同左〕</p> <p>[新設]</p> <p>第2 [同左]</p> <p>[同左]</p> <p>〔1～4 同左〕</p> <p>[新設]</p>

すること。

(3) 利用者設備識別番号を使用する電気通信役務の提供に関する契約（当該契約に関する書面において卸電気通信役務の提供であることを特定するものを除く。）を締結するに際しては、当該契約に関する書面において、当該契約の相手方である利用者に対して、当該利用者が当該電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供する場合における当該利用者設備識別番号に係る電気通信番号の使用に関する条件を遵守するよう求めること。

(4) 他の電気通信事業者から利用者設備識別番号を使用する電気通信役務の提供を受けるに際しては、特別の事情がない限り、当該提供を受ける者は、当該他の電気通信事業者に対して、当該電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供すること及び自らが電気通信番号使用計画の認定を受け、又は受けようとしていることを申し出ること。

(5) 利用者設備識別番号を使用する卸電気通信役務の提供に関する契約を締結した場合は、当該契約の相手方との間において、卸元事業者の電気通信番号の管理に資するために、必要な連絡体制の構築を図ること。

6 事業者設備等備識別番号（プレフィックスを除く。）については、第4に定める事項によること。

7 プレフィックスについては、第5に定める事項によること。

[第3～第5 略]

別表第1 固定電話番号の細目

固定電話番号の電気通信番号の構成のうちA B C D Eは、次の表の番号区画の欄の区分に応じ、それぞれ同表の市外局番の欄に定める番号及び市内局番（B C D E（市外局番が1桁の場合に限る。）、C D E（市外局番が2桁の場合に限る。）、D E（市外局番が3桁の場合に限る。）又はE（市外局番が4桁の場合に限る。）をいう。）により構成されるものとする。ただし、固定端末系伝送路設備において、これによることが著しく困難であると総務大臣が認めるときは、他の電気通信番号とすることができる。

番号区画コード	番号区画	市外局番
[略]		
592	福岡県直方市、宮若市、 <u>鞍手郡鞍手町（市外局番を除く電気通信番号による発信については、番号区画コード593の番号区画を含む。）</u>	9 4 9
593	福岡県鞍手郡小竹町（市外局番を除く電気通信番号による発信については、番号区画コード592の番号区画を含む。）	9 4 9
[略]		

[注1・注2 略]

[別表第2・別表第3 略]

別表第4 本人特定事項の確認方法

[新設]

[新設]

[第3～第5 同左]

別表第1 [同左]

[同左]

番号区画コード	番号区画	市外局番
[同左]		
592	福岡県直方市、宮若市、 <u>鞍手郡鞍手町</u>	9 4 9
593	<u>福岡県鞍手郡小竹町</u>	9 4 9
[同左]		

[注1・注2 同左]

[別表第2・別表第3 同左]

別表第4 [同左]

<p>[1～5 略]</p> <p>6 2に規定する方法において、特定事業者が提示又は送付を受ける書類は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める書類のいずれかとする。ただし、(1)イ及びハに掲げる本人確認書類（特定取引等を行うための申込み又は承諾に係る書類に最終利用者が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を除く。）並びに有効期間又は有効期限のある(1)ロ及びホ、(2)ロに掲げる本人確認書類並びに(3)に定める本人確認書類にあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の本人確認書類にあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日前6月以内に作成されたものに限る。</p> <p>(1) 自然人（(3)に掲げる者を除く。） 次に掲げる書類のいずれか</p> <p>[イ・ロ 略]</p> <p>ハ 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書若しくは母子健康手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）又は特定取引等を行うための申込み若しくは承諾に係る書類に最終利用者が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書</p> <p>[イ・ホ 略]</p> <p>[(2)・(3) 略]</p> <p>附 則</p> <p>[1～4 略]</p>	<p>[1～5 同左]</p> <p>6 [同左]</p> <p>(1) [同左]</p> <p>[イ・ロ 同左]</p> <p>ハ 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金法（昭和34年法律第141号）第13条第1項に規定する国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書若しくは母子健康手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）又は特定取引等を行うための申込み若しくは承諾に係る書類に最終利用者が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書</p> <p>[イ・ホ 同左]</p> <p>[(2)・(3) 同左]</p> <p>附 則</p> <p>[1～4 同左]</p> <p>[新設]</p>
<p>5 当分の間、第2の5の規定については、データ伝送携帯電話番号、音声伝送携帯電話番号及びIMS-Iには適用しないものとする。</p> <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線（下線を含む。）は注記である。</p>	

附 則

1 この告示は、令和五年一月一日から施行する。ただし、電気通信番号計画第1、別表第1及び別表第4の変更規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この告示による変更後の電気通信番号計画（以下この項において「新計画」という。）別表第4の6(1)ハの規定の適用については、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）の施行の日（令和四年四月一日）において現に交付されている国民年金手帳（同法第二条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳をいい、当該国民年金手帳に自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和三年厚生労働省令第百十五号）附則第六条第一項の規定により、同令による改正後の国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）に規定する基礎年金番号を明らかにすることができる書類とみなされる間は、新計画別表第4の6(1)ハに掲げる書類とみなす。

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第一百七十六条の二の規定に基づき、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(電気通信番号の使用に関する報告)

第八条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎報告年度経過後三月以内に、同表の報告対象番号の欄に掲げる電気通信番号の使用に関する当該報告年度末(様式第二十八第三表及び様式第二十八の二によるもの)については、当該報告年度)の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

報告対象番号	報告対象事業者	様式番号
〔略〕	〔略〕	〔略〕
他の電気通信事業者が指定を受けた利用者設備識別番号(卸電気通信役務の提供を受けて使用する場合に限る。)	当該利用者設備識別番号を使用する電気通信事業者(電気通信事業法第五十条の二第三項の規定の適用を受けた者を除く。)	様式第二十八の二及び様式第二十八の三
	当該利用者設備識別番号を電気通信事業法第五十条の二第三項の規定の適用を受けて使用する電気通信事業者	様式第二十八の二及び様式第二十八の四

様式第28 (第8条関係)

第1表

電気通信番号の使用に関する報告 (自らが指定を受けた番号(0AB~J) / 番号使用状況)													
年3月31日現在													
事業者名													
法人番号													
登録番号又は届出番号													
番号	番号使用数(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)						番号未使用数		番号	番号	合計		
区画	(1)う	(2)う	(3)う	(4)う	(5)う	(6)う	うち	うち	休止	ポー			
	ちア	ち総	ちI	ちワ	ちダ	ち利	うち	うち	数	ナビ			
	ナロ	合	P電	イヤ	イヤ	利用者	卸提	永続		リテ			
	グ電	グ電	話	レス	ルイ	から	供数	的に		イに			
	話	ル通		固定	ン番	見え		使用		に係			
		信サ		電話	号使	ない		予定		る番			
		ービ			用数	形で		のな		号使			
								いも		用			

改正前

(電気通信番号の使用に関する報告)

第八条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎報告年度経過後三月以内に、同表の報告対象番号の欄に掲げる電気通信番号の使用に関する当該報告年度末(様式第二十八第三表によるもの)については、当該報告年度)の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

報告対象番号	報告対象事業者	様式番号
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
他の電気通信事業者が指定を受けた利用者設備識別番号(卸電気通信役務の提供を受けて使用する場合に限る。)	当該利用者設備識別番号を使用する電気通信事業者(法第五十条の二第三項の規定の適用を受けた者を除く。)	様式第二十八の二及び様式第二十八の三
	当該利用者設備識別番号を法第五十条の二第三項の規定の適用を受けて使用する電気通信事業者	様式第二十八の二及び様式第二十八の四

様式第28 (第8条関係)

第1表

電気通信番号の使用に関する報告 (自らが指定を受けた番号(0AB~J) / 番号使用状況)													
年3月31日現在													
事業者名													
法人番号													
登録番号又は届出番号													
番号	番号使用数(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)						番号未使用数		番号	番号	合計		
区画	(1)う	(2)う	(3)う	(4)う	(5)う	(6)う	うち	うち	休止	ポー			
	ちア	ち総	ちI	ちワ	ちダ	ち利	うち	うち	数	ナビ			
	ナロ	合	P電	イヤ	イヤ	利用者	卸提	永続		リテ			
	グ電	グ電	話	レス	ルイ	から	供数	的に		イに			
	話	ル通		固定	ン番	見え		使用		に係			
		信サ		電話	号使	ない		予定		る番			
		ービ			用数	形で		のな		号使			
								いも		用			

	ス	使用 される もの の数	の 数	数
合計				

電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号の番号使用数の増加見込みを踏まえて将来的にひっ迫が予想される番号区画の有無
あり（番号区画： ）
なし

[注1～11 略]

12 番号区画ごとの番号使用状況については、報告年度の西暦年数が5の倍数の年以外である場合は、記載を省略することができる。

13 総務省は、この報告を踏まえ、次の事項をホームページにおいて公表する。

- ・電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者（電気通信事業法第50条の2第3項の規定の適用を受けた者を含む。）の氏名又は名称
- ・当該電気通信事業者の法人番号
- ・当該電気通信事業者の登録番号又は届出番号
- ・電気通信番号使用計画の認定を受けた利用者設備識別番号（電気通信番号規則別表第9号に掲げるIMS Iを除く。）の種別

14 [略]

第2表

<p>電気通信番号の使用に関する報告</p> <p>（自らが指定を受けた番号（0AB～J以外）／番号使用状況）</p> <p style="text-align: right;">年3月31日現在</p>
<p>事業者名</p> <p>法人番号</p>

	ス	使用 される もの の数	の 数	数
合計				

[注1～11 同左]

[新設]

[新設]

12 [同左]

第2表

<p>電気通信番号の使用に関する報告</p> <p>（自らが指定を受けた番号（0AB～J以外）／番号使用状況）</p> <p style="text-align: right;">年3月31日現在</p>
<p>事業者名</p> <p>法人番号</p>

[表略]

登録番号又は届出番号

[注1～9 略]

10 総務省は、この報告を踏まえ、次の事項をホームページにおいて公表する。

- ・電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者（電気通信事業法第50条の2第3項の規定の適用を受けた者を含む。）の氏名又は名称
- ・当該電気通信事業者の法人番号
- ・当該電気通信事業者の登録番号又は届出番号
- ・電気通信番号使用計画の認定を受けた利用者設備識別番号（電気通信番号規則別表第9号に掲げるIMS Iを除く。）の種別

11 [略]

第3表

電気通信番号の使用に関する報告 (番号ポータビリティ実施状況)		年4月1日から 年3月31日まで
事業者名		
法人番号		
登録番号又は届出番号		
[略]		

[注1～7 略]

様式第28の2 (第8条関係)

電気通信番号の使用に関する報告 (卸電気通信役務(利用者設備識別番号)の提供状況)		年4月1日から 年3月31日まで
事業者名		
法人番号		
登録番号又は届出番号		

[表同左]

[注1～9 同左]

[新設]

10 [同左]

第3表

電気通信番号の使用に関する報告 (番号ポータビリティ実施状況)		年4月1日から 年3月31日まで
事業者名		
法人番号		
[同左]		

[注1～7 同左]

様式第28の2 (第8条関係)

電気通信番号の使用に関する報告 (卸電気通信役務(0AB～J)の提供状況)		年3月31日現在
事業者名		
法人番号		

卸先事業者名	法人番号	電話転送役務の提供	卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定状況の確認	卸先事業者に対する電気通信番号の使用に関する条件の遵守の合意

注1 本様式は、報告対象事業者が、利用者設備識別番号（電気通信番号規則別表第9号に掲げるIMS Iを除く。）を使用して卸電気通信役務の提供を行う場合に、当該番号に関する提供状況を記載して提出すること。

2 「卸先事業者名」及び「法人番号」の欄は、報告対象事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者（以下「卸先事業者」という。）について、卸先事業者の氏名又は名称、及び卸先事業者の法人番号をそれぞれ記載するとともに、報告年度中に新たに卸電気通信役務の提供を開始した卸先事業者については、その氏名又は名称に下線を付すこと。ただし、法人番号の記載ができない場合にあっては、当該電気通信事業者の住所を記載すること。

[削る]

3 [略]

4 「卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定状況の確認」の欄は、新たな種別の電気通信番号を使用する卸電気通信役務の提供の開始に際し、卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定状況を確認している場合に、その確認を行った西暦年数を算用数字で記載すること。ただし、定期又は不定期に確認している場合は、直近に確認を行った西暦年数を算用数字で記載することができる。

5 「卸先事業者に対する電気通信番号の使用に関する条件の遵守の合意」の欄は、卸電気通信役務の提供の契約に関する書面において卸先事業者が電気通信番号の使用に関する条件を遵守することについて合意している場合に、その合意を行った西暦年数を算用数字で記載すること。

6 総務省は、この報告を踏まえ、次の事項をホームページにおいて公表する。
 ・電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者（電気通信事業法第50条の2第3項の規定の適用を受けた者を含む。）の氏名又は名称
 ・当該電気通信事業者の法人番号

卸先事業者名	法人番号	卸電気通信役務により提供する番号数	電話転送役務の提供

注1 本様式は、報告対象事業者が、電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号を使用して卸電気通信役務の提供を行う場合に限り提出すること。

2 「卸先事業者名」及び「法人番号」の欄は、報告対象事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者（以下「卸先事業者」という。）について、卸先事業者の氏名又は名称、及び卸先事業者の法人番号をそれぞれ記載すること。ただし、法人番号の記載ができない場合にあっては、当該電気通信事業者の住所を記載すること。

3 「卸電気通信役務により提供する番号数」の欄は、卸先事業者ごとに、卸電気通信役務により提供した電気通信番号の数を記載すること。

4 [同左]

[新設]

[新設]

[新設]

- ・当該電気通信事業者の登録番号又は届出番号
- ・電気通信番号使用計画の認定を受けた利用者設備識別番号（電気通信番号規則別表第9号に掲げるIMS Iを除く。）の種別

7 [略]

様式第28の3（第8条関係）

<p>電気通信番号の使用に関する報告 （自らが指定を受けていない番号／番号使用状況）</p> <p style="text-align: right;">年3月31日現在</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">事業者名</p> <p style="text-align: center;">法人番号</p> <p style="text-align: center;">登録番号又は届出番号</p> </div> <p>[表略]</p>

[注1～4 略]

5 「うち電話転送役務の数」の欄は、「番号使用数」のうち、電話転送役務（発信転送又は着信転送における利用者設備識別番号として電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号を使用する場合に限る。）を提供している場合に、当該電話転送役務の用に供する電気通信番号の数を記載すること。

[6 略]

7 総務省は、この報告を踏まえ、次の事項をホームページにおいて公表する。

- ・電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者（電気通信事業法第50条の2第3項の規定の適用を受けた者を含む。）の氏名又は名称
- ・当該電気通信事業者の法人番号
- ・当該電気通信事業者の登録番号又は届出番号
- ・電気通信番号使用計画の認定を受けた利用者設備識別番号（電気通信番号規則別表第9号に掲げるIMS Iを除く。）の種別

8 [略]

様式第28の4（第8条関係）

<p>電気通信番号の使用に関する報告 （みなし認定／番号使用状況）</p> <p style="text-align: right;">年3月31日現在</p> <p style="text-align: center;">事業者名</p> <p style="text-align: center;">法人番号</p>
--

5 [同左]

様式第28の3（第8条関係）

<p>電気通信番号の使用に関する報告 （自らが指定を受けていない番号／番号使用状況）</p> <p style="text-align: right;">年3月31日現在</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">事業者名</p> <p style="text-align: center;">法人番号</p> </div> <p>[表同左]</p>
--

[注1～4 同左]

5 「うち電話転送役務の数」の欄は、「番号使用数」のうち、電話転送役務（発信転送又は着信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。）を提供している場合に、当該電話転送役務の用に供する電気通信番号の数を記載すること。

[6 同左]

[新設]

7 [同左]

様式第28の4（第8条関係）

<p>電気通信番号の使用に関する報告 （みなし認定／番号使用状況）</p> <p style="text-align: right;">年3月31日現在</p> <p style="text-align: center;">事業者名</p> <p style="text-align: center;">法人番号</p>
--

登録番号又は届出番号

電気通信番号の種別	電気通信番号使用計画作成状況	番号使用数		備考	合計
		うち卸提供数	番号未使用数		
合計					

[注1 略]

2 「電気通信番号使用計画作成状況」の欄は、直近に電気通信番号使用計画を作成し、又は変更した年月日を記載すること。

3 [略]

4 [略]

5 [略]

6 総務省は、この報告を踏まえ、次の事項をホームページにおいて公表する。

- ・電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者（電気通信事業法第50条の2第3項の規定の適用を受けた者を含む。）の氏名又は名称
- ・当該電気通信事業者の法人番号
- ・当該電気通信事業者の登録番号又は届出番号
- ・電気通信番号使用計画の認定を受けた利用者設備識別番号（電気通信番号規則別表第9号に掲げるIMS Iを除く。）の種別

7 [略]

[削る]

電気通信番号の種別	番号使用数	うち卸提供数	番号未使用数	備考	合計
合計					

[注1 同左]

[新設]

2 [同左]

3 [同左]

4 [同左]

[新設]

5 [同左]

第2表

電気通信番号の使用に関する報告 (みなし認定/電気通信番号使用計画作成状況)			
年3月31日現在			
事業者名			
法人番号			
電気通信番号	標準電気通信番号使用計画	作成した年月日	最後に変更した

附 則
[1・2 略]

3] 別表の間、様式第二十八の二の適用については、同様式注一中「別表第9号に掲げるIMS I」であるのは、「別表第3号に掲げるデータ伝送携帯電話番号、同表第4号に掲げる音声伝送携帯電話番号及び同表第9号に掲げるIMS I」である。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

の種別	別表第1	別表第2		年月日
合計				

- 注1 「電気通信番号の種別」の欄は、電気通信番号規則別表に掲げる電気通信番号の種別（付加的役務電話番号の場合は、識別しようとする電気通信役務の内容を含む。）を記載すること。
- 2 「標準電気通信番号使用計画」の欄は、対応する標準電気通信番号使用計画の該当する欄に「○」と記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

附 則
[1・2 同出]
[新設]

附 則

この省令は、令和五年一月一日から施行し、報告期限が令和五年四月一日以降である報告から適用する。